

各 位

会社名 中央可鍛工業株式会社
代表者名 取締役社長 武山 尚生
(コード番号5607 名証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 池田 道則

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月22日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成18年6月29日開催予定の第77回定時株主総会に付議すること決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社が行う公告について、周知性の向上および公告手続きの合理化を図ることを目的として電子公告を採用することとし、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第21条(取締役会の設置)、第33条(監査役および監査役会の設置)、第42条(会計監査人の設置)を新設し、会計監査人については他の機関の規定に合わせ第6章「会計監査人」として章を新設するものであります。
 - ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するとともに、現行定款第8条の規定を第8条第2項に移設するものであります。
 - ③ 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
 - ④ 株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を1名に制限するため、現行定款第19条(議決権の代理行使)について所要の変更を行うものであります。
 - ⑤ 会社法施行規則および会社計算規則の規定に従い、株主総会参考書類等についてインターネット開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなす対応が可能となるよう、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑥ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第29条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
 - ⑦ 定款上で引用する旧商法の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑧ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑨ その他、上記各変更に伴う条数の変更ならびに一部規定の新設・削除・変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、中央可鍛工業株式会社と称する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 可鍛鑄鉄鑄物、<u>ダクタイル鑄鉄鑄物</u>、普通鑄鉄鑄物、 軽合金鑄物等の製造加工および販売 2. 金属製什器および諸機械の製造、販売 3. バルブ、コック水栓類の製造、販売 4. 不動産の売買 5. 信号機器および用品の製造、販売 6. 前各号に附随、関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>名古屋市において発行する 中部経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、3,600万株 とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、 これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条/3第1項第2号の規定に より、取締役会の決議をもって自己株式を買い受け ることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とす る。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり) <u>(1)</u> <u>(2)</u> <u>(3)</u> <u>(4)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2 やむを得ない事由により電子公告によることがで きない場合は、中部経済新聞に掲載する方法によ り行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、3,600万株と する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等 により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に 係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定 めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(单元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという)を当社に請求することができる。</u></p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 当社の单元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する单元未満株式の買増しを請求をすることができる権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社が<u>発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② <u>本定款に定めのある場合のほか</u>、必要あるときは取締役会の決議により<u>予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会</u>は、毎年6月に招集し、<u>臨時株主総会</u>は、<u>必要に応じて随時招集する。</u></p> <p>(招集者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議にもとづき</u>、取締役社長が招集する。</p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位</u>により、他の取締役がこれを代行する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位</u>により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、<u>臨時株主総会</u>は、<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって</u>、取締役社長が招集する。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役が招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>(員数) 第19条 当会社には、<u>取締役13名以内を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u></p> <p>② <u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第21条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(員数) 第22条 当会社の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第24条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により取締役社長1名を選任し、必要あるときは、ほかに取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議にもとづき予め定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第26条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 (現行どおり) 2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (削除)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第30条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第28条 当会社には、<u>監査役 4名以内を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> ② 監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。</u></p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u> ② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役の前員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数) 第34条 当会社の<u>監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第35条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第36条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (削除)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第42条 当会社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p>
<p>(決算期)</p> <p>第<u>35</u>条 当社の決算期は、毎年3月31日とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第<u>46</u>条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(配当金等)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、これを支払う。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第<u>47</u>条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第<u>37</u>条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、<u>中間配当</u>することができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第<u>48</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p>
<p>(配当金等の支払い)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第<u>49</u>条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上